

浜松市農業委員会農業調査会・農業調査会員設置運営要領

(目的及び設置)

第1条 浜松市農業委員会規則第5条の規定により、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が地域に密着した活動を行うため、別表1に定める各地区に農業調査会(以下「調査会」という。)を設け、農業調査員(以下「調査員」という。)を置く。

(調査会の組織)

第2条 調査会は、当該地区の農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)浜松市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)及び調査員をもって組織し、当農業委員、当推進委員及び当調査員を当該地区の調査会員という。

2 調査員の数は、125人以内とし、各地区の調査会に必要な人数を配置する。

(調査会の業務)

第3条 調査会は、次の事項に関わるもので農業委員会が必要と認めたものについて調査・協議し、必要に応じその結果を農業委員会総会に報告する。

- (1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第1項に掲げる農地法等の法令により農業委員会に権限を属させた事項
- (2) 農業委員会等に関する法律第6条第2項に掲げる農地等の利用の最適化の推進に関する事項並びに同法第6条第3項に規定する事項
- (3) その他農業振興上必要となる調査・報告等に関する事項

2 調査会は、前項の調査・協議のために必要があるときは、次に掲げる者に調査会への出席を求めることができる。

- (1) 前項第1号に掲げる事項に関する調査・協議を行う場合は、調査対象関係者
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項に関する調査・協議を行う場合は、農業協同組合の職員、認定農業者協議会の代表者等の農業関係者及び行政機関の職員

(調査会員の職務)

第4条 調査会員は地域農業の振興に寄与するため、地域農業に関する情報の収集及び地域農家への農業行政に関する情報の提供に努めなければならない。

2 調査会員には、調査会区域内の担当区域を設定し、前条に定める調査及び前項の業務を分担して行う。

(調査会員の責務)

第5条 調査会員は、その職務を自覚し誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

2 調査会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

3 調査会員は、その職務を執行するにあたっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守しなければならない。

(調査会長)

第6条 各地区の調査会に会長(以下「調査会長」という。)を置く。

2 調査会長は、当該地区調査会の農業委員が就任する。

(議長)

第7条 調査会長はこの会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。ただし、調査会長に事故があるときは、調査会員が互選した者がその職務を代理する。

2 前項の代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。

(調査員の委嘱)

第8条 調査員は、次の各号のいずれかに該当する者で当該調査会の農業委員の推薦を受けた者を、農業委員会が委嘱する。

(1) 農業に従事する者

(2) 当該地区の状況等により前号に準ずる者と農業委員会が認めた者

(調査員の任期)

第9条 委嘱期間は農業委員の任期と同一とする。ただし、前任者の解嘱により補欠の調査員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査員の身分等)

第10条 調査員は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく特別職の非常勤職員とし、公務上の災害の補償については、「浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年浜松市条例第27号)の定めるところによる。

(調査員の解嘱)

第11条 農業委員会は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

(1) 自己の都合で解嘱を申し出たとき。

(2) 心身の故障のため、職務を遂行できないとき。

(3) 組織の見直し等により地区の範囲や調査員数に変更となったとき。

(4) 第5条の規定に違反したとき。

(5) 調査員としてふさわしくない行為があったとき。

(調査員の報酬等)

第12条 調査員の報酬は、年額120,000円とし、月の途中で就任又は退職する場合は就任又は退職する日が属する月を含めて月額10,000円で報酬を算定し、前期分(4月から9月)と後期分(10月から3月)の2回に分けて支給する。ただし、前条第4号及び第5号の事由で解嘱となる場合は、在任期間の日数に応じた報酬を支給する。

2 調査及び会議等出席に係る費用弁償は、これを支給しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別表 1

浜松市農業委員会地区調査会担当区域

地区調査会	区 域
中央	下記以外の区域
蒲・和田・ 長上	植松町・将監町・神立町・西塚町・上西町・丸塚町・上新屋町・宮竹町・ 大蒲町・子安町・和田町・天龍川町・篠ヶ瀬町・北島町・薬師町・ 薬新町・安新町・安間町・材木町・龍光町・長鶴町・上石田町・市野町・ 小池町・中田町・原島町・天王町・下石田町・流通元町
中ノ町・笠井	白鳥町・松小池町・中里町・中野町・国吉町・笠井町・笠井上町・ 笠井新田町・豊町・豊西町・恒武町・貴平町・常光町
積志	中郡町・西ヶ崎町・大島町・大瀬町・積志町・有玉北町・有玉南町・ 有玉西町・半田町・有玉台一丁目・有玉台二丁目・有玉台三丁目・ 有玉台四丁目・半田山一丁目・半田山二丁目・半田山三丁目・ 半田山四丁目・半田山五丁目・半田山六丁目
入野・ 神久呂・ 雄踏	西山町・神ヶ谷町・大久保町・神原町・入野町・西鴨江町・志都呂町・ 志都呂一丁目・志都呂二丁目・西都台町・大平台一丁目・大平台二丁目・ 大平台三丁目・大平台四丁目・雄踏町宇布見・雄踏町山崎・雄踏一丁目・ 雄踏二丁目
湖東	伊左地町・佐浜町・大人見町・古人見町・和地町・湖東町・大山町・ 和光町・桜台一丁目・桜台二丁目・桜台三丁目・桜台四丁目・ 桜台五丁目・桜台六丁目
庄内	深萩町・平松町・呉松町・白洲町・舘山寺町・庄内町・協和町・庄和町・ 村櫛町
篠原・舞阪	篠原町・坪井町・馬郡町・舞阪町舞阪・舞阪町長十新田・舞阪町浜田・ 舞阪町弁天島
芳川・飯田	渡瀬町・三和町・飯田町・青屋町・鶴見町・新貝町・大塚町・下飯田町・ 頭陀寺町・本郷町・西伝寺町・安松町・石原町・金折町・老間町・ 古川町・立野町・四本松町・芳川町・恩地町・参野町・都盛町・大柳町・ 崩野町・御給町・下江町
河輪・五島 ・白脇	富屋町・西町・東町・長田町・河輪町・三新町・江之島町・西島町・ 福島町・松島町・遠州浜一丁目・遠州浜二丁目・遠州浜三丁目・ 遠州浜四丁目・楊子町・三島町・瓜内町・白羽町・中田島町・寺脇町・ 福塚町
新津・可美	法枝町・田尻町・新橋町・堤町・米津町・小沢渡町・倉松町・卸本町・高 塚町・増楽町・若林町・東若林町

三方原	初生町・三方原町・東三方町・豊岡町・三幸町・大原町・根洗町
都田	都田町・滝沢町・鷺沢町・新都田一丁目・新都田二丁目・新都田三丁目・新都田四丁目・新都田五丁目
細江	細江町小野・細江町気賀・細江町中川・細江町広岡・細江町三和
引佐	引佐町井伊谷・引佐町伊平・引佐町奥山・引佐町金指・引佐町狩宿・引佐町川名・引佐町黒淵・引佐町渋川・引佐町四方浄・引佐町白岩・引佐町田沢・引佐町田畑・引佐町栃窪・引佐町兎荷・引佐町西久留女木・引佐町西黒田・引佐町花平・引佐町東久留女木・引佐町東黒田・引佐町別所・引佐町の場・引佐町三岳・引佐町谷沢・引佐町横尾・神宮寺町
三ヶ日	三ヶ日町宇志・三ヶ日町大崎・三ヶ日町大谷・三ヶ日町岡本・三ヶ日町上尾奈・三ヶ日町駒場・三ヶ日町佐久米・三ヶ日町下尾奈・三ヶ日町只木・三ヶ日町都筑・三ヶ日町津々崎・三ヶ日町釣・三ヶ日町鶴代・三ヶ日町日比沢・三ヶ日町平山・三ヶ日町福長・三ヶ日町本坂・三ヶ日町摩訶耶・三ヶ日町三ヶ日
浜名・北浜	寺島・中祭・横須賀・高畑・西美園・東美園・油一色・本沢合・道本・沼・貴布祢・小林・善地・高園・竜南・新野・新堀・八幡・永島・上善地・小松・内野・内野台一丁目・内野台二丁目・内野台三丁目・内野台四丁目・平口・染地台一丁目・染地台二丁目・染地台三丁目・染地台四丁目・染地台五丁目・染地台六丁目
中瀬・赤佐・鹿玉	上島・中瀬・豊保・於呂・根堅・尾野・宮口・新原・大平・堀谷・灰木・三大地・四大地
天竜・龍山	二俣町二俣・二俣町大園・二俣町阿蔵・二俣町鹿島・二俣町南鹿島・山東・次郎八新田・大谷・船明・只来・横川・横山町・月・小川・相津・伊砂・大川・佐久・谷山・西雲名・東雲名・熊・神沢・大栗安・西藤平・東藤平・阿寺・芦窪・長沢・懐山・石神・上野・両島・青谷・渡ヶ島・米沢・日明・緑恵台・龍山町大嶺・龍山町戸倉・龍山町下平山・龍山町瀬尻
春野	春野町領家・春野町堀之内・春野町胡桃平・春野町和泉平・春野町砂川・春野町大時・春野町長蔵寺・春野町石打松下・春野町田黒・春野町筏戸大上・春野町五和・春野町越木平・春野町田河内・春野町牧野・春野町花島・春野町杉・春野町川上・春野町宮川・春野町気田・春野町豊岡・春野町石切・春野町小俣京丸

佐久間・水窪	佐久間町浦川・佐久間町川合・佐久間町半場・佐久間町中部・ 佐久間町佐久間・佐久間町奥領家・佐久間町相月・佐久間町戸口・ 佐久間町上平山・佐久間町大井・水窪町奥領家・水窪町地頭方・ 水窪町山住
--------	--